

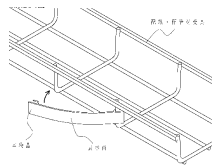
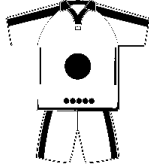


意匠分類記号	意匠分類の名称
F3-340	表示紙

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F3-340	全	表示紙	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
F5-100	広告用具及び表示具(表示板)		
H7-119	監視用機器部品及び付属品		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
表示紙	シール		
定義			
<p>印刷内容を提示することによって、伝達事項を表示したり、交換する証として用いたりする用紙のうち、F3-3410~F3-344に含まれないもの。</p> <p>F5の表示用具のうち、紙状及び板状のものは、表示板としてF3-340へ分類されるが、この場合以下のように運用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外側は平板状であっても、電光板等のように内部機構のあるものはF3-340には含まない。 2. F3-340、外観の模様部に要部を有するものであるが、表示板の表面模様が模様の表われ方の一種として若干の凸凹を有するものについては例外的にF3-340へ分類する。 3. 上記の場合を除き表面に凹凸を有するものは、若干といえどもF5-100に分類する。 			
登録 1167044 号 「シール」 	登録 1164430 号 「表示シール」 	登録 1169230 号 「配線・配管材受具用表示プレート」 	登録 1149316 号 「自動車用窓飾り」 
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
過去に分類した物品の名称			
シール	表示シール	自動車用窓飾り	